

# 令和2年度 山梨県介護支援専門員専門研修課程・更新研修Ⅱ

## 開 催 要 綱

### 1 趣 旨

一定の実務経験を持つ介護支援専門員として、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に実施する。

### 2 実施機関

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会（山梨県指定実施研修機関）

### 3 対 象 者

次の①、②のいずれかに該当する者で、**③または④の要件を満たした者**とする。

①**介護支援専門員として3年以上の実務経験を有する現任の者（2回目以降の更新の場合は、前回の更新後、3年以上の実務経験を有する現任の者）。**

②介護支援専門員証の**有効期限が1年以内に満了する者で、介護支援専門員としての実務経験がある者**。

注1）介護支援専門員の**実務経験と認められるのは、下記の事業所でサービス計画を作成している場合**となります（短期入所サービス計画の作成は対象となりません）。

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、看護小規模多機能型居宅介護、介護医療院

③1回目の更新の場合は、**「専門研修課程・更新研修Ⅰ」を修了している者**。

④2回目以降の更新の場合は、**前回更新時に「専門研修課程・更新研修Ⅱ」を修了し、更新した者**。  
**なお、前回更新時に「実務未経験者向けの更新研修（再研修を含む）（54時間）」を修了して更新した者は、更新後に「専門研修課程・更新研修Ⅰ」を修了していること。**

注2）本研修の受講地は、原則、介護支援専門員証の資格登録都道府県となります。山梨県内の事業所に勤務していても、山梨県以外の登録となっている方は、当該都道府県での受講となります。

**【重要！】 2回目以降の更新の方はご確認ください**

2回目以降の更新に必要な要件は、更新後に実務に就いた経験の有無や、前回の更新の際に受講した研修種別によっても異なります。

※ 別添 「介護支援専門員資格更新のためのフローチャート」 で必ず確認してください。

**4 開催日・定員(研修内容は別紙のとおりです。)**

コース	開催日	定員
Aコース(1回目の更新者)	8月11日(火)、18日(火)、26日(水)、9月1日(火)、10日(木)	100名
Bコース(2回目以降の更新者)	8月21日(金)、28日(金)、9月2日(水)、9日(水)、18日(金)	100名

※ 定員を超えた場合は、介護支援専門員証の有効期間満了まで1年以内の者を優先します。

**5 受講申し込み**

(1)各事業所の長は、参加職員をとりまとめるうえ「受講申込書」により、郵送またはFAXにて山梨県社会福祉協議会あてお申し込みください。

現在、事業所に属していない場合は直接、山梨県社会福祉協議会あて「受講申込書」によりお申し込みください。

※ 申込書は「1回目の更新用(Aコース)」「2回目以降の更新用(Bコース)」の2種類があります。該当するコースの用紙で申し込んでください。

**《申込書記入時の注意事項》**

- ・申込用紙は、全ての欄に記入漏れがないように作成してください。(フリガナ、郵便番号、電話の市外局番も忘れずに記入してください。)記入漏れ等があった場合、受講決定ができないことがあります。
- ・虚偽による申し込みをされた場合は、受講を認めないとともに、研修修了後の場合でも修了を取り消します。
- ・介護支援専門員登録番号、専門員証の有効期間満了日は介護支援専門員証に記載がありますので正確に転記してください。不明な点は、山梨県(健康長寿推進課：tel 055-223-1455)に確認してください。
- ・受講歴は年度で記入してください。

(2)申し込み期間…6月15日(月)～6月30日(火) 期間厳守

※期間外の申し込みは受け付けません。

(3)参加を取りやめる場合は、速やかに山梨県社会福祉協議会へご連絡ください。

(4)申込書の控えを手元に保管しておいてください。

(5)身体に障がいがある等の理由で受講への配慮が必要な方は事前にご相談ください。

(6)「受講申込書」に記載された個人情報は、研修の運営管理の目的にのみ利用します。

## 6 受講決定通知

申し込み締切後、各事業所を通して本人へ通知します(7月上旬を予定)。

※ 現在、介護保険事業所に属していない方には、受講申込書に記載の自宅住所へ通知します。

## 7 受講料

(1)1人につき 20,000円

(2)受講料は所定の振込用紙を受講決定通知に同封しますので、指定する期日内に納入してください。

※ 受講決定後、一度振り込みをいただいた受講料は、いかなる理由でも返金しません。

※ 研修途中で欠席した場合、翌年度への受講料の持ち越しはできません。

## 8 研修修了証明書

(1)本研修の全課程に出席し、修了評価において合格基準に達して研修を修了した場合は、郵送にて各事業所を通して修了証明書を交付します(現在、介護保険事業所に属していない場合は、受講申込書に記載の自宅住所へ郵送します)。

新しいカリキュラムにおいては、厚生労働省の研修実施要綱により、研修修了にかかる「評価制度」が導入されました。本研修では、課題の提出状況や筆記試験、演習状況等により評価を行います。修得不十分と評価される場合、補講やレポートの提出等で補うことがあります。

(2) (1)によらず研修受講態度が著しく不良の場合は修了証を発行できません。

①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為

③研修に参加する者として好ましくない行為 (携帯電話の使用や遅刻、講義を聞いていないなど著しく受講姿勢が悪いこと等)

(3) 傷病や身内の不幸等のやむを得ないと認められる事情による場合で、かつ介護支援専門員証の有効期限内に、翌年度に当該未受講科目全てを受講し修了評価を受けた場合は、修了証を発行します。ただし、代替時間数には上限があります。

(4) 更新手続きには研修修了証明書が必要になります。

## 9 更新手続きについて

介護支援専門員証の有効期限を更新するためには、研修修了後、別途山梨県に更新手続きをする必要があります。

なお、更新手続きをせずに介護支援専門員証の失効した状態で介護支援専門員としての業務を行った場合は、介護保険法の規定に基づき介護支援専門員の登録が消除されます。

## 10 事前課題について

### 《1. 演習事例について》

本研修会では、各受講者が持ち寄った事例を使用し、下記7つのテーマでケアマネジメントの演習を行いますので、指定された期日までに、7つのテーマが含まれた事例を作成、提出していただきます。

但し、7つのテーマ全てが含まれていれば、提出する事例は2事例以上であれば、いくつでもかまいません。

## \* 事例のテーマ

- 1 リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
- 2 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
- 3 認知症に関する事例
- 4 入退院時等における医療との連携に関する事例
- 5 家族への支援の視点が必要な事例
- 6 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
- 7 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

## 《2. 研修記録シートについて》

本研修の受講並びに修了にあたっては、受講者の研修受講前及び受講後の到達度の確認のため、「研修記録シート」の作成と、研修後の電子メールでの提出が条件になります。従って、受講にあたっては次の環境の準備が必要です。

(1)インターネット接続環境      (2)電子メールアドレス      (3)マイクロソフト Excel

※ 演習事例、研修記録シートについての詳細は、受講決定通知、ホームページでお知らせします。

## 11 受講にあたっての留意事項

- ・遅刻・途中退席は原則として認めません。
- ・会場は室温調整が十分にできないことがありますので、衣服等で調節できるようにご準備ください。
- ・駐車場には限りがありますので、公共交通機関の利用をお願いします。

## 12 その他

- 昼食は、各自で用意してください。（研修会場で昼食をとることは禁止とさせていただきます）
- 新型コロナウイルス感染拡大状況により当研修会に関して、日程、会場の変更、または、中止となる場合があります。緊急時等の連絡は、本会ホームページ、フェイスブックでお知らせします。

## 13 問い合わせ先

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課（担当：飯野・津金・宮川）  
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階  
電話 055-254-9955 FAX 055-254-1821

## 11 会場

ホテルクラウンパレス甲府  
甲府市朝気1-2-1 電話 055-233-0777  
<https://www.crownpalais.jp/kofu/>

**【別紙】 研修内容**

**(1)Aコース(1回目の更新者)**

新型コロナウイルスの感染拡大状況により、日程や会場が変更になる可能性があります。変更する時は、  
 本会ホームページ、フェイスブックでお知らせします。

1 日 目	期日	令和2年8月11日(火)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		8:15～8:45	受付	
8:45～9:00		オリエンテーション		
	9:00～13:00	①「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開」		
2 日 目	期日	8月18日(火)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		8:30～9:00	受付	
9:00～13:00		②-3「認知症に関する事例」		
	14:00～18:00	②-2「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」		
3 日 目	期日	8月26日(水)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		8:30～9:00	受付	
9:00～13:00		②-4「入退院時等における医療との連携に関する事例」		
	14:00～18:00	②-1「リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例」		
4 日 目	期日	9月1日(火)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		8:30～9:00	受付	
9:00～13:00		②-5「家族への支援の視点が必要な事例」		
	14:00～18:00	②-6「社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例」		
5 日 目	期日	9月10日(木)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
12:30～13:00		受付		
	13:00～17:00	②-7「状態に応じたサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例」		

**【別紙】 研修内容**

**(2)Bコース(2回目以降の更新者)**

新型コロナウイルスの感染拡大状況により、日程や会場が変更になる可能性があります。変更する時は、  
 本会ホームページ、フェイスブックでお知らせします。

1 日 目	期日	令和2年8月 21 日(金)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		8:15～8:45	受付	
		8:45～9:00	オリエンテーション	
9:00～13:00	①「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開」			
2 日 目	期日	8月28日(金)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		8:30～9:00	受付	
		9:00～13:00	②-3「認知症に関する事例」	
14:00～18:00		②-2「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」		
3 日 目	期日	9月2日(水)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		8:30～9:00	受付	
		9:00～13:30	②-4「入退院時等における医療との連携に関する事例」	
14:00～18:00		②-1「リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例」		
4 日 目	期日	9月9日(水)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		8:30～9:00	受付	
		9:00～13:00	②-5「家族への支援の視点が必要な事例」	
14:00～18:00		②-6「社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例」		
5 日 目	期日	9月18日(金)		
	会場	ホテルクラウンパレス甲府		
	日程	時 間	内 容	
		12:30～13:00	受付	
13:00～17:00	②-7「状態に応じたサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例」			